

〈天録時評〉

# 日本時事評論

編集・発行  
 (株)日本時事評論社  
 〒753-0817  
 山口市吉敷赤田四丁目6番38号  
 電話 050-3532-5152  
 FAX 083-928-1113  
 □編集部□  
 電話 050-3532-5149  
 FAX 083-922-3167  
 購読料 年4,800円  
 郵便振替01590-1-25226

## 同性婚 法的に婚姻と認めないのは合憲

### 最近の判決もすべて「婚姻は異性間のもの」と認める

同性婚を認めないのは憲法違反だと訴えた同性婚訴訟を巡って、同性婚を認めないのは「違憲」とか「違憲状態」などの見出しが、テレビも新聞も判断を捻じ曲げて報じている。実際にはすべての判決で、婚姻とは異性間のものであり、同性は含まないことを認めていた。婚姻は、子を産み育てる家族制度の核だからこそ、国家社会の存続のために手厚く保護している。同性の共同生活に一定の保護を与えるとしても、婚姻として認めるべきではない。

### 横行する歪曲報道

「同性婚が認められないのは違憲だと裁判所が認めた」という虚偽の偏

向報道が横行している。

同性同士が結婚できないのは違憲だと裁判所が認めた」という虚偽の偏

向報道が横行している。

同性婚を認めないのは「違憲」、

福岡地裁判決、

賠償請求は棄却

しの六月八日の朝日新聞

デジタルの記事だ。原告

側弁護団の説明として、

「明確に『違憲』と断じ

た札幌、名古屋に福岡も

含め、五判決のうち四つ

(東京も含む一編集部

注)が『違憲と判断し

た』としている」と記載

している。明らかに事実

と異なる弁護団の主張を

あたかも事実のように記

載するのは確信的な偏向

報道だ。

このような記事を読め

ば、同性婚を婚姻として

認めないのは憲法第二十

四条違反とする判決が

判決が分かれたとされて

いるが、このように評価

するのも間違った。

さらに問題なのは「同

性婚認めないのは「違憲」

、東京、福岡が「違憲状

態」、大阪が「合憲」と

判断が分かれたとされて

(一面から続く)  
しかし、新聞やテレビは同性婚を婚姻と認めていないことを「違憲」や「違憲状態」であるかのように報じている。これは明らかに判決の内容を捻じ曲げ、国民を誤解させる歪曲報道である。

福岡地裁の判決では憲法第十三条の幸福追求権に関するもので、次のように述べている。「わが国では、家族を基本的な生活の単位として様々な制度が組み立てられており、公的な権利関係にとどまらず、私的な関係においても家族であることが公証されることで種々の便益を得られる仕組みが多い数存在する」とし、「婚姻とは各種法律によりその要件が定められて、こ

れを満たしたときに一律に権利義務が発生する法律上の制度であり、当事者の意思のみによってその要件や効果を決定できるものではなく、婚姻を基礎とした家族の形成も当事者の意思によりその要件は効果が全て定まるものではない」とした。

言い換えるれば、婚姻とは国家の作った制度で、その制度によって認定されれば様々な便益が得られるが、同性同士の婚姻は憲法が想定していない。従つて「同性愛者の婚姻の自由や婚姻による家族の形成という」権利は

生物学的に生殖可能な組み合わせに限定することのみで、国が一对の男女(夫婦)間の生殖とその子の養育を保護することにあつたと認められる」として憲法違反ではないと判決している。

自由主義の近代国家では、国家は個人の人間関係には関与しないのが原則だが、あえて婚姻や家族という制度を設けて、個人の関係である夫婦関係を規律しているのは、次世代を担う子供を産み育てる基盤だからだ。国が存続するために国民の再生産や子供の健全成長を促進するために法律婚を定め、家族を保護しよ

うとしているのである。その家族の核となるのが夫婦として保護する制度だ。福岡地裁の判決も、関係による種の保存によつて統制しようとするところに生まれた「制度」だとしている。一対の男女の共同生活を「婚姻」とするには、多くの憲法学者が認める通説とされてい

る。うとしているのである。その家族の核となるのが別居や離婚の増加、家庭内喪失などの絆の弱化がある。健全な社会は存立しえないのだから、健全な家族を築き、新たな家族を構成する。家族は共同生活を営む最小集団であり、供の健全育成にとつて、

夫婦として保護する制度ではないとしている。また、憲法第十四条一項の法の下の平等についても、「二十四条一項にいう「婚姻」は異性間の婚姻を指し、二十四条二項は異性間の婚姻についての立法を要請していると解される。明治民法で初めて定められた婚姻制度の目的は、その範囲を

婚姻は「男女の性的結合による種の保存によるものではなく、婚姻を基礎とした家族の形成も当事者の意思によりその要件は効果が全て定まるものではない」とした。

福岡地裁の判決では憲法第十三条の幸福追求権に関するもので、次のように述べている。「わが国では、家族を基本的な生活の単位として様々な制度が組み立てられており、公的な権利関係にとどまらず、私的な関係においても家族であることが公証されることで種々の便益を得られる仕組みが多い数存在する」とし、「婚姻とは各種法律によりその要件が定められて、こ

れを満たしたときに一律に権利義務が発生する法律上の制度であり、当事者の意思のみによってその要件や効果を決定できるものではなく、婚姻を基礎とした家族の形成も当事者の意思によりその要件は効果が全て定まるものではない」とした。

言い換えるれば、婚姻とは

生物学的に生殖可能な組み合わせに限定することのみで、国が一对の男女(夫婦)間の生殖とその子の養育を保護することにあつたと認められる」として憲法違反ではないと判決している。

自由主義の近代国家では、国家は個人の人間関

係には関与しないのが原

則だが、あえて婚姻や家

族という制度を設けて、

個人の関係である夫婦関

係を規律しているのは、

次世代を担う子供を産み

育てる基盤だからだ。国

が存続するために国民の

再生産や子供の健全成長

を促進するために法律婚

を定め、家族を保護しよ

うとしている。中でも重要なものは子供を産み、育て

る生殖機能や扶養の役割

だ。次世代を担う子供の

健全育成は、社会を維持

し、発展させるためには

最も重要なだ。だからそ

の役割を担う家族を尊重す

る規定が、多くの国の憲

法に盛り込まれている。

今日、わが国でも多様

で困難な家族問題が増加

している。家庭内暴力や

わかれわれも使命を与える

れてこの世に生を受けて

います。「若い時の苦労

は買ってでもせよ」と言

うように、様々な苦難は

成長のための糧です。苦

難から逃げず、正面から

取り組み、努力すること

で不運は幸運に変わりま

す。「失敗は成功の母」

とも言います。多くの先

人が体験した人生の真実

です。様々な諺や格言、

名言を大切にしたいもの

等にしてはならない。

児童虐待の増加、家庭内

別居や離婚の増加、その

背景には家族の一体感の

喪失などの絆の弱化があ

る。健全な社会は存立しえな

いのだから、健全な家族

を築き、新たな家族を構

成する。家族は共同生活

を営む最小集団であり、

供の健全育成にとつて、

や家庭の維持、拡大が大

きな課題だ。とりわけ子

供の健全育成にとつて、

社会の基本単位として、

夫婦として保護する制度

だ。福岡地裁の判決も、

関係による種の保存によつて統制しようとする

ところに生まれた「制度」だとしている。一対の男女の共同生活を「婚姻」とするには、多くの憲法学

者が認める通説とされてい

る。

人は成長して、育てら

れた家庭から分離して、

婚姻などにより夫婦関係

による種の保存によつて統制しようとする

ところに生まれた「制度」だとしている。一対の男女の共同生活を「婚姻」とするには、多くの憲法学

者が認める通説とされてい

る。

人は成長して、育てら

れた家庭から分離して、

〈天録時評〉

# 「性犯罪」防止体制の構築を急げ

## 再犯防止に性犯罪歴の確認や治療体制を

テレビでは連日のように、教員など子供に関わる職業に携わる大人による性犯罪が報道され、多くの未成年者が性被害に遭っている。犯罪の範囲を広げた「不同意性交等罪」などの刑法改正が施行されたが、罰則を強化しただけでは性犯罪は防止できない。子供と関わる職業には性犯罪歴がないことを確認する「日本版DBS」の導入や性犯罪者の治療体制の充実など再犯防止への取り組みを強化することが不可欠だ。

### 再犯を許すな

子供の教育に携わる学校教員や塾の講師などによる性犯罪が度々報道されている。四谷大塚塾講師の教え子盗撮事件や、東京都練馬区の中学校校長が女子中学生への性的暴行の疑いで逮捕された事件など、教育現場で働く大人による子供への性犯罪が後を絶たない。文科省によると、令和三年度に性犯罪・性暴力やセクハラで懲戒処分や訓告などの処分を受けた公立の小、中、高、特別支援学校及び幼稚園の教員は二百十五人で、令和二年度から十四人増加した。平成二十五年度(二〇一三年度)から九年連続で処分された教員が二百人を超えている。多くの児童・生徒が性犯罪に苦しめられている。

教員や塾講師などによる児童・生徒への性的暴力は、師弟関係などから被害の認識が持ちにくかったり、声を上げづらかったりする。そのため、性犯罪の実態が外部に伝わらないという特徴がある。毎年二百人を超える教員が性犯罪で処分されていると言つても、これは氷山の一角だという指摘もある。

性犯罪は、被害者の人格と尊厳を踏みにじる、極めて悪質な犯罪で許されない行為だ。とりわけ未成年者にとっては、恐怖のあまり抵抗できず、性犯罪に遭つても誰にも相談できない、あるいはその時は性犯罪と理解できず、後になつて性犯罪に遭つたと分かり身体と心に大きな傷やショックを負うなど、後々まで苦しむ場合が多い。

治療が必要

政府は、子供たちが性被害に遭わないようにするために、子供に関わる職業では性犯罪歴がないことを確認する「日本版DBS」制度の導入について検討している。しかし、今回の臨時国会で法案を提出し議論する予定だつたが、民間の塾やス

ポーツクラブには採用時の性犯罪歴確認を義務付けない方針で調整しているため、与党内外から懸念の声が続出し、今回の臨時国会での法案提出は見送られた。

学校だけでなく予備校などでも性犯罪が起きている現状を考えれば、子供に関する全ての職業において「日本版DBS」制度の導入が不可欠である。かつて、性犯罪を起こした人間が、氏名を変更して教員になつたり、不祥事を起こした県とは別のある別の県の学校の教員となつて再び性犯罪を起こしたりする事件がかつて起きた。こうした再犯を防ぐためにも、国会は「日本版DBS」の制定を急ぐべきである。

一方、犯罪歴はないものの、幼児や児童に性的関心や性的嗜好を持つ小児性愛障害を持つ大人が児童・生徒に就いて犯罪を起こすことも考へられる。こうした場合

児性愛障害があるかどうかを調査する仕組みを導入することも必要になつてくる。

小児性愛障害診断テストを開発している愛知医

科大学准教授の大橋涉氏は、一九八五年一月から二〇二三年五月までの延べ六千件の子供への問い合わせが再犯をしないよう

に、犯罪者の治療を含めた再犯防止体制を整えることも必須だ。

性犯罪者の治療については、刑事施設や保護観察所では、法務省矯正局と保護局によって作成さ

れられた性犯罪者待遇プログ

ラムを用いて行われてい

る。しかし、社会復帰後

の再犯防止のための治療

プログラムは充実してい

ない。社会復帰後に働き

ながら実行可能な治療プ

ログラムがなければ再犯

は防止できない。

性加害者の治療を行う

プログラムがなければ再犯

〈天録時評〉

## 再考

## 「子供」表記

国語破壊、文化破壊を阻止するためにも！

もう十年前になる。本紙『日本時事評論』の平成二十五年七月十九日号に「『子供』表記が基本！ 下村文科大臣が指示」との論評を掲載した。リード文には、「本紙では、教育現場や官公庁で蔓延している『子ども』の交ぜ書き表記が、日本人の思考の基本となる『国語』を破壊し、文化破壊、日本人の情緒破壊につながるものであることを指摘してきた」経緯を述べ、「下村文科大臣が、文部科学省で公用文を作成する場合には『子供』と正しく表記するように省内に指示を出したことを高く評価したい」とし、「戦後一貫して破壊の方に向かって進んでいた国語政策を是正する大きな一石」との期待を表明した。しかし、十年が経つて、その現状がどうかと言えば、相変わらず「子ども」の交ぜ書き表記が幅を利かせ、外来語（「外頬語」とも）のどめどない乱用が続き、国語破壊は進んでいると言わざるを得ない。そこで改めて「子供」の表記問題が提示する今日的な課題を整理するとともに、国語政策、ひいては文化政策の取り組み強化を提起したい。

**「子供」表記の正統性**

まず、断つておかなく國では表現の自由が認められており、個人として「子ども」あるいは「こ

ども」と書こうが自由である。その上で、国語施策としてはどうするかを考えてみたい。

まず、行政機関の漢字表記は「常用漢字表」が規準となる。「常用漢字表」の「前書き」の1に

「この表は、法

令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである」とある。行政機関はもち

る、「子供」表記が基本！ 下村文科大臣が指示」として「子ども」が正しく表記されるべきである。つまり、公文書において「子ども」と書くのが正しいのです。

日本時事評論 平成25年7月19日号

## 『常用漢字表』より

漢字 供	音訓 キョウ ク そなえる とも	例 供給、提供、自供 供物、供養 供える、お供え 供、子供
---------	------------------------------	-------------------------------------------

※注釈：下線は編集部

こうした状況の中、令和三年六月に、丸山穂高衆議院議員が、政府に対して「子供」で統一すべきという主旨から質問主意書を出している。これに対する政府は、「政府の各行政機関が作成する公用文における漢字使用は、……原則として『子供』の表記を用いていい」としつつ、訓令では

「特別な漢字使用等を必

要とする場合にはこれに

よらなくてもよい」とし

ていているとして、「各行政

機関が……個々の事情に

応じて判断している」と

し、地方公共団体は訓令

の対象ではないので「各

地方公共団体において適

切に判断されるべき」な

どとして、結局は「積極

的に働き掛けることは考

えていない」という木で

鼻をくくったような素つ

氣ない答弁である。

**「子供」表記は少数派？**

前述したように、平成二十五年の文科大臣の省内への通達は、方針の転換ではなく、漢字表記の対象ではないので「各

機関が……個々の事情に

応じて判断している」と

し、地方公共団体は訓令

の対象ではないので「各

地方公共団体において適

切に判断されるべき」な

どとして、結局は「積極

的に働き掛けることは考

えていない」という木で

鼻をくくったような素つ

氣ない答弁である。

炭都の想い、未来へ届け！



2023/11/5

- メインステージ 10:30~16:00
- パレード 11:00~14:00
- 宇部マルシェ 10:30~16:00
- ストリートライブ他 11:00~16:00

\*行事の実施時間、会場などについては変更する可能性があります。

【主催】宇部まつり実行委員会

【お問い合わせ先】一般社団法人宇部観光コンベンション協会／宇部商工会議所／宇部市観光交流課

LPガス充填各種ガス器具販売  
民間車検整備工場

**YAG** アストモスエネルギー株販売店  
**山口・アポロガス** 株式会社  
代表取締役 塔野 仁三朗

本社 宇部市南浜町1丁目2号  
TEL 0777(代表)FAX 0836-39-6801

◆墓石工事◆墓石撤去◆墓石リフォーム◆墓石クリーニング  
◆左官工事(セメント・玉石)etc.

永代  
供養  
納骨碑

結愛 ゆめ

お申し込み・問い合わせ  
納骨碑管理事務所  
宇部市東岐波1342-1  
0836-39-6805

予約受付中！

1壙：150,000- 合葬：50,000-  
令和5年10月オープン予定  
(オープン前予約OK)  
数に限りがございますのでお早めに！

他店より必ずお安くします!!

石工房 悠心

国土交通省 中国運輸局長指定 民間車検工場  
24時間レッカー作業 JAF指定工場

オールメーカー新車・中古車販売  
钣金・塗装・車検・整備

DAIHATSU ダイハツ上宇部

オオカド自動車株式会社  
代表取締役 大門 哲也

本社/宇部市大字川上321-3  
TEL 0836-31-3939 FAX 0836-31-3124

さらに、新聞や雑誌、学校やPTAの広報紙に「子供」と正しく書いて寄稿しても、編集段階で強制的に「子ども」と修正されて印刷される事例もあり、実態を直視しているとは思えない。

## 【子ども】の根拠は?

「子ども」の交ぜ書き表記が幅を利かせている

理由としては、戦後の漢字の使用制限との関係

二、平仮名の方が優しい印象を与えるため

三、教師の誤解

漢字配当表の六年生に「供」があるのを知らない教師がいる。

・小学校の教科書に「子ども」と表記していることが多いため、表記の基準と思い込んでいた教師がいる。

・以上のような教師に指導された児童・生徒が社会に出て「子ども」と表記するようになる。

四、「供」は当て字の意味合いが強いから用いない方が良いという説の存在

五、「供」の字に人身御供の意味や「大人の付属物」というニュアンスがあるとして、平仮

名を用いた方が良いと  
いう説の存在

などが挙げられる。

結論から言えば、いざ  
れも国語・漢字文化への理解不足であり、端的に言えれば「子ども」と表記しなければならない根拠は見当たらない。

補足すれば、戦後の漢字の使用制限については『小学校学習指導要領』の付表「学年別漢字配当表」で、「子」の漢字は一年生、「供」は六年生で学んでいるが、そもそも学年で分ける基準が曖昧であり、それにこだわるが故に五年生までは「子ども」と表記しなくてもいい。一方、六年生で習って以降は、「該当学年に配当された漢字を漸次書き、文や文章の中で使うこと」、『中学校学習指導要領』では「文や文章の中で使い慣れること」になつてゐるが、その徹底がなされていないこと自体が教育指導上の問題だ。

「子ども」表記が使用されるようになった理由は? A:以下のようないくつかの要因が入り組んで使われていると思われます。

## 『子ども』表記に関するQ&A

Q:「子ども」表記が使用されるようになった理由は?

A:以下のようないくつかの要因が入り組んで使われていると思われます。

1. 戦後の漢字の使用制限との関係
2. 平仮名の方が優しい印象を与えるため
3. 教師の誤解

・学習指導要領の学年別漢字配当表の6年生に「供」があるのを知らない教師がいる。

・小学校の教科書に「子ども」と表記していることが多いため表記の規準と思い込んでいる教師がいる。

・以上のような教師に指導された児童・生徒が社会に出て「子ども」と表記するようになる。

4. 「供」は当て字の意味合いが強いから用いない方が良いという説の存在

5. 「供」の字に人身御供の意味や「大人の付属物」というニュアンスがあるとして、平仮名を用いた方が良いという説の存在

## 単なる表記にあります

「子ども」か「子ども」かの表記の優劣を競つてはいるのではない。国語では、①名詞や動詞の語幹は漢字で書く、②活用語の語尾や助詞・助動詞は仮名で書くことが明確に示されている。「公用文における漢字使用等について」といった行政に関する現行の国語施策や、『学習指導要領』の記述に従えば、少なくとも教育行政及び教育現場においては、紛れもなく「子ども」表記が原則である。

しかしも『学習指導要領』

では、小学六年生からは

「子ども」表記が原則である。

元気の出る水を売る店!

お酒・食品・雑貨・ギフト

**志賀文明堂**

〒754-1311  
宇部市小野区下小野  
TEL (0836) 64-2311代  
FAX (0836) 64-2312

**(有)秋吉建設**

住まいの  
総合建築施工

〒759-0133  
宇部市大字車地字垣ノ内237番地  
TEL(0836)62-0878  
FAX(0836)62-1578

食の安心安全・美味の追求

厚生大臣賞受賞工場

**にいや**

(0836) 51-0218

[にいや] [検索]

マッサージ はり 父  
訪問リハビリマッサージ

**白** **炎** **山田**

新太郎

山口県山陽小野田市楠3-13-14  
TEL 080-6319-2672

一級技能士(金属塗装作業)  
**鵜飼 隆則**

代表取締役 松永忍

〒759-0207  
宇部市大字際波2788-4  
TEL/FAX 0836-41-2700  
携帯 090-4573-4921

明るい社会を  
築きましょう

講 師 吉本小百合

(日本ハーモニカ芸術協会 公認指導員)

連絡先 080-1901-8322

〒753-0871 山口市朝田747番地1  
TEL (083) 922-1034  
http://www.morf.co.jp/

SUN・PARODY  
セレクトショップ サン・パロディ

〒755-0047 山口県宇部市島2丁目4-20  
TEL 0836-22-8899 FAX 0836-22-8822  
http://www.sun-parody.com

**beauty salon**

MODISCH

instagram  
@modisch.m

LINE

ベルジュバンス弱酸性美容室

髪や肌に嫌がる事をしない

健康を考える

**美容室 モーイ**

完全予約制・女性サロン

〒755-0073  
宇部市中尾1丁目9-5  
TEL(0836)21-1383

ANCORÀ

CUCINA ITALIANA

クチナ イタリアーナ アンコラ

〒755-0004 山口県宇部市草江4-7-15  
TEL 0836 43 9918  
open 11:00-22:00 closed 火曜日

**朝田ハーモニカ教室**

どこか懐かしい

音色のハーモニカ

始めませんか

高度な分散奏法まで

わかり易く教えます♪

講 師 吉本小百合

(日本ハーモニカ芸術協会 公認指導員)

連絡先 080-1901-8322

一級技能士(金属塗装作業)  
**鵜飼 隆則**

代表取締役 松永忍

〒759-0207  
宇部市大字際波2788-4  
TEL/FAX 0836-41-2700  
携帯 090-4573-4921

明るい社会を  
築きましょう

講 師 吉本小百合

(日本ハーモニカ芸術協会 公認指導員)

連絡先 080-1901-8322

連絡先 080-1901-8322

〒753-0871 山口市朝田747番地1  
TEL (083) 922-1034  
http://www.morf.co.jp/

洗剤・日用雑貨卸商

**河村商店**

山口市旭通り1丁目2-4 TEL(083) 922-1548

健康を極める食を世界へ

**ASIA BUSSAN**

亞細亞物産株式会社

〒742-1102  
山口県熊毛郡平生町851-1 TEL/0820-56-5001 FAX/0820-56-6054  
https://asia-bussan.com/

ハムのことなら

**福 留 ハム**

## 投稿

**悪意の不正検定と一発不合格の虚構**

**大量の「訂正申請」が教科書検定の闇を暴いた**

**澤井 直明**

前回は、教育行政全般の崩壊に視点を置いて述べたが、今回は、教科書の「検定制度」と「訂正申請」の仕組みを瓦解させるような文科省の不正を指摘する。また、自由社の一発不合格は、悪意の上にのみ成り立つことについても述べる。

**検定後の大量の修正**

教科書検定では、検定済図書の「訂正申請」の仕組みがある。これは、誤記や誤植、客観的事情の変更に伴い明白に誤りとなつた事実等の記載、あるいは学習を進める上で支障となる記載や更新の記載、統計資料の記載や変更などを教科書会社は申請して訂正することができる仕組みだ。

**不正の横行**

「検定」において教科書調査官が見逃したものや検定合格後に教科書会社が見つけたものは、「訂正申請」できるし、しなければならない。一般的には、せいぜいその数は十～三十件程度である。だが、複数の教科書会社は、この仕組みを使い大量な訂正申請（N社五百件以上、K社七百件

以上）を行い、承認されていたことが行政文書の開示で明らかになった。

自由社の教科書は四百五件の検定意見（欠陥箇所）が付されて、一発不格となつた。修正する箇所が著しく多いということが不合格の理由であるが、他社の教科書は自由社を上回る修正を、検定合格後に行つているのである。

両社（N社・K社）の訂正申請の結果、社会状況の変化に伴う記述の変更など妥当とみられる修正件数を除いて、検定で指摘されるべきだった件数が、検定時の指摘件数と合わせると五百件を超えていた。自由社を不合格にするのであれば、両社も不合格にしなければならない。文科省の教科書検定は不公平どころか、悪意による不正な検定が行われたと批判せざるを得ない。

文科省の大罪

一発不合格とする狙いを定めた自由社の教科書だけを貶めしに検定した結果、人的資源を使い果たし、他社の教科書は、手抜き的検定しかできなかつたのではないか。それ故に、自由社につけた検定意見と他社の比較ができず、自由社は×、他社は○、あるいは前回の検定で○だったものが×の検定結果が生まれたと言わざるを得ない。

（新しい歴史教科書をつくる会 三多摩支部長）

決まっていなかつた。由社の年表は、当然の処置として、令和に該当する場所を伏字（■■）にした。その後、政府から新元号が発表された段階で「更新が適切な事実の記載」が適用され、訂正申請を出すことができるうことになつていて。しかし、「生徒にとって理解し難い表現である」と意味不明な検定意見がついていた。他社の訂正申請の中には「更新が適切な事実の記載」として、新元号が何の問題もなく含まれていた。この件だけでも不正極まる悪行が行われていたことがわかる。

文科省は、気にくわなければ、いかようにも検定意見を付けられるといふ傲慢な姿をもさらけ出し、「訂正理由」が偽りずに、丸飲み承認の悪行を犯したのである。

文科省は、気にくわなければ、いかようにも検定意見を付けられるといふ傲慢な姿をもさらけ出し、「訂正理由」が偽りずに、丸飲み承認の悪行を犯したのである。

文科省は、気にくわなければ、「一発不合格」は成り立たないはずだ。前門の「検定」不正のみならず後門の「訂正申請」でも不正を行つていないのである。

文科省は、気にくわなければ、「一発不合格」は成り立たないはずだ。前門の「検定」不正のみならず後門の「訂正申請」でも不正を行つていないのである。

**諏訪神社**

諏訪神社（智頭町）概要：諏訪神社は鳥取県八頭郡智頭町智頭に鎮座している神社です。諏訪神社の創建は弘安元年（1278）、諏訪大社（長野県諏訪市）の分霊を勧請したのが始まりと伝えられています。以来、軍神、農業、鎮火の神として広く信頼され歴代領主からも崇敬庇護されています。

天正11年（1583）、羽柴秀吉による因幡侵攻の兵火により社殿が焼失、その後再興され、江戸時代には鳥取藩主池田家の祈願所として庇護されます。古くから神仏習合し「諏訪大明神」と称していましたが、明治時代初頭に発令された神仏分離令後に現在の社号である諏訪神社に改称されました。

現在の諏訪神社本殿は天保3年（1832）に再建したもので一間社、入母屋造、屋根正面に千鳥破風、一間唐破風付き向拝、小規模ながら格式の感じる建物で象や獅子、龍など随所に施された彫刻には江戸時代後期の社殿建築の要素が見られます。拝殿は明治37年（1904）に改築されたもので木造平屋建。例祭である「柱祭り」は天明2年（1782）から6年毎に行われる神事で、町内山から4本の杉の大木が切り出され、町内を練り歩いた後は本殿4隅に奉納する特殊神事で、平成13年（2001）に鳥取県指定無形民俗文化財に指定されています。祭神：建御名方神。



**山根昭彦農園**  
野菜と花と加工品



リヨーサン株式会社

〒712-8044 岡山県倉敷市東塚7-5-19  
TEL 086-456-5663 FAX 086-456-5691  
三菱化学保全センター事務所  
〒712-8052 岡山県倉敷市松江4-9-1  
TEL 086-456-0565 FAX 086-456-0579

鳥取県東伯郡琴浦町別宮536-1

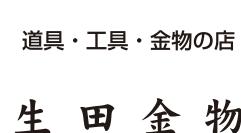


住環境プロデュース  
-living environment produce-

〒708-0843  
岡山県津市国分寺118-4  
TEL 0868-26-0155  
FAX 0868-26-3637



葬儀・法要  
セレモニー  
光会館  
株式会社光  
〒713-8125  
倉敷市玉島勇崎1408-5  
☎086-528-3700



道具・工具・金物の店  
生田金物  
〒689-2303  
鳥取県東伯郡琴浦町徳万282-17  
TEL/FAX 0858-53-0218

**山根農園**

おいしいお米

鳥取県東伯郡琴浦町別宮334

〈天録時評〉

# 『国民の知る権利』に 脱炭素政策の誤りを認めた英國首相 メディアは責任を果たせ

## 強制から同意へ

英國のリシ・スナク首相が、九月二十日のネットゼロ政策に関する記者会見で「政府の脱炭素政策には誤りがあった」と述べた。「歴代の英國政府はネットゼロのコストについて国民に正直でなかった」と発言し、コストについての議論や精査が欠如していたことも指摘した。その上で、今後は難解な言葉で誤魔化すのではなく、正直に説明すると述べた。

今後の取り組みとして「禁止、規制、課税」をせず「強制ではなく同意が必要」という新しいアプローチを探ると説明した。具体的には、二〇三〇年までにガソリンとディーゼル車の新車販売を禁止する方針を五年ほど延期することに加え、ガソリン車の断熱改修義務付けの計画の変更などを挙げられた。

スナク首相は、「ネットゼロを達成するためにトゼロを達成するために、国民の同意が必要

相が、九月二十日のネットゼロ政策に関する記者会見で「政府の脱炭素政策には誤りがあった」と述べた。わが国では、「グリーン成長戦略」を掲げて経済成長を目指していくが、スナク首相のように増加する国民負担について、国民に正直に語るべきである。

## 役立つ最新用語

正しく報道を

わが国のメディアは、

政府は労働環境を改善する目的で働き方改革関連法を令和元年から施行しました。しかし、運転手の労働時間については実施が猶予されています。

令和六年（二〇二四）四月一日から自動車運転業務の年間時間外労働時間の上限を九百六十時間に制限されます。また、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時

スナク首相の記者会見の正直になり、強制を避けなければならぬ」と述べた。わが国では、「グリーン成長戦略」を掲げて経済成長を目指していくが、スナク首相のように増加する国民負担について、国民に正直に語るべきである。

## 運転手不足が懸念される「2024年問題」

政府は労働環境を改善する目的で働き方改革関連法を令和元年から施行しました。しかし、運転手の労働時間については実施が猶予されています。

政府は労働環境を改善する目的で働き方改革関連法を令和元年から施行しました。しかし、運転手の労働時間については実施が猶予されています。

政府は労働環境を改善する目的で働き方改革関連法を令和元年から施行しました。しかし、運転手の労働時間については実施が猶予されています。

政府は労働環境を改善する目的で働き方改革関連法を令和元年から施行しました。しかし、運転手の労働時間については実施が猶予されています。

政府は労働環境を改善する目的で働き方改革関連法を令和元年から施行しました。しかし、運転手の労働時間については実施が猶予されています。

政府は労働環境を改善する目的で働き方改革関連法を令和元年から施行しました。しかし、運転手の労働時間については実施が猶予されています。

政府は労働環境を改善する目的で働き方改革関連法を令和元年から施行しました。しかし、運転手の労働時間については実施が猶予されています。

政府は労働環境を改善する目的で働き方改革関連法を令和元年から施行しました。しかし、運転手の労働時間については実施が猶予されています。

一般廃棄物処理・産業廃棄物処理  
収集運搬業

**有限会社おがわ商店**

〒714-0081 篠岡市篠岡1507番地  
TEL(0865)63-2094  
FAX(0865)63-2099

株式会社 山 和

事務所 〒704-8173  
岡山県東区可知4-10-13  
TEL 086-943-0121

読売  
センター智頭

やまなか 大吉郎  
代表 山中

一般貨物自動車運送事業

**有限会社 大伸運輸**

〒680-1221  
鳥取県鳥取市河原町布袋57-2  
TEL 0858 (85) 0650

岡山県知事(1)第5090号

**日章不動産株式会社**

〒713-8102 岡山県倉敷市玉島1705番地の1

岡山県知事(3)第4337号

**有限会社住吉産業**

〒713-8121 岡山県倉敷市玉島阿賀崎4-5-60

TEL.(086)522-5131/FAX.(086)526-3506

総合建設・不動産・損害保険

**株式会社 住宅産業センター**

本社 岡山県津市志戸部214-5

TEL (0868) 23-4141

FAX (0868) 22-3368

室内装飾工事

(クロス・カーテン・カーペット)

**インテリア 坂山**

〒710-0063

岡山県倉敷市日の出町2-4-5

TEL 086-427-5527



墓石・原石販売  
OGAWA Co.,Ltd.

**オガワ**

岡山県笠岡市馬飼692-3

TEL:0865-63-1254

Mail:ogawa@kcv.ne.jp

HP: http://www.ogawa-co.jp/

傍楽コラーゲン  
1日1包=5グラムの健康習慣

骨太生活を  
応援する

30包パック = 3,240円(税込)  
100包パック = 10,800円(税込)

お問い合わせ・お申し込み  
株日本時事評論社◆社会貢献事業部◆  
TEL 050-3532-5152/FAX 083-928-1113  
E-mail:info@nipponjijihyoron.co.jp

